

令和5年度

第3回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月5日

議 長 渡辺 忠洋

署名委員 坂川 順一郎

署名委員 如曾 利益弘

大多喜町農業委員会議事録

令和5年6月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第3回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

報告第4号 利用権の終了について

<出席委員> (10名)

1番委員：加曾利 益弘

2番委員：佐川 順一郎

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 紀久嗣

5番委員：鈴木 孝一

6番委員：井口 峰幸

7番委員：小高 康熙

8番委員：矢代 とみ江

9番委員：末吉 章二

10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員> (0名)

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 5 年度第 3 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺議長あいさつ)</p> <p>本日は大変お忙しい中、令和 5 年度第 3 回総会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>5 月は各種団体の総会が数多くありました。</p> <p>24 日に夷隅郡農業委員会連合会総会は事務局長と参加しました。29 日は夷隅地域農林協振興協議会総会に町長と参加しました。30 日は全国農業委員会会長大会、3 年ぶりに開催され全国から 1,800 名の方が参加しました。</p> <p>夷隅地域農林協振興協議会総会では、平林町長から鳥獣被害の具体的な内容について、他の方からは、担い手の育成の具体的な内容について質疑がありました。また、議長のいすみ市長からは米の価格について現状の価格では農業をやっていけないので、価格を上げることは出来ないのか JA 組合長に質疑がありました。組合長からは需要と供給のバランスがあるので簡単には上げられないとの回答があり、活発な意見が交わされておりました。</p> <p>全国農業委員会会長大会では、自席の前の方が大分の方で雑談をしたのですが、今年から先は経費の上昇が見込まれているのでどのように経営していったらよいか悩んでおりました。</p> <p>昨日は、大多喜町の日曜議会が開催され傍聴しました。農業関係の一般質問があり参考になりました。</p> <p>農業を取り巻く問題は、広範囲に渡っており、出来ることからやっていかないといけないと思っております。 よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>1 番の加曾利委員、2 番の佐川委員をお願いします。</p>

	<p>早速、議事日程4の「議件」に入らせていただきます。</p> <p>なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>1頁をお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号11。所在：石神地先2筆。地目：田。地積：2,277㎡。譲渡人：埼玉県の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/相続で農地を取得したが、居所が遠方であり、農業も行っていないため。譲受人/これまでも申請地にて耕作しており、固定資産税等も負担しているため、現在の状況との整合を図るため。権利内容：所有権移転。</p> <p>番号12。所在：笛倉地先。地目：田、畑2筆。地積：2,145㎡。譲渡人：君津市の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/町内に居住しておらず、自ら耕作を行わないため。譲受人/養蜂業を行っており、蜜源植物の栽培と蜂場に出来る土地を探していたため。権利内容：所有権移転。</p> <p>番号13。所在：田丁地先。地目：畑3筆。地積：2,313㎡。譲渡人：千葉市と東京都の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/相続により取得したが遠方に住んでおり、農地管理ができないため。譲受人/果樹園の造成を図るため。権利内容：所有権移転。</p> <p>番号14。所在：田丁、横山地先。地目：畑2筆。地積：2,558㎡。譲渡人：千葉市と東京都の方。譲受人：神奈川県の方。事由：譲渡人/本件土地を相続したが、耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/譲渡人所有の土地建物を購入し、家庭菜園、果樹園を計画している。権利内容：所有権移転。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>議案第1号、番号11については、鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>番号11について、5月30日に代理人と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現在は、譲受人が耕作しております。</p> <p>問題はないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>

議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井 口 委 員 (6 番)	無償で所有権移転となっておりますが、親族者なのでしょうか。
事 務 局 (寺 井)	親族の方だそうです。
小 高 委 員 (7 番)	固定資産税を支払っていたとあるが、今回の申請地について支払っていたということですか。
事 務 局 (寺 井)	そのとおりです。
議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号11について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号11につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号12については、鈴木委員が現地調査を担当しましたので報告をお願いします。
鈴 木 委 員 (5 番)	番号12について、5月31日に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 耕作はされてなく、保全管理されておりました。 取得後は、養蜂をやりたいとのことでした。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小 高 委 員 (7 番)	農地法の観点からは問題ないと思うのですが、養蜂の観点からいうと、蜂には縄張りがあり同地区で養蜂をやっている方がいると問

	題があると思うのですが。
渡邊委員 (3 番)	この養蜂家さんを知っているのですが、しっかり勉強されていて蜜源等の確認はされていると思うので、問題はないと思います。
小高委員 (7 番)	同地区には養蜂家の方がいたと思うのですが。
渡邊委員 (3 番)	組合に加盟しているので問題はないと思います。
井口委員 (6 番)	蜜源植物は何を植えるのですか。
事務局 (寺井)	ヘアリーベッチを植えるそうです。
渡邊委員 (3 番)	周辺の農地は耕作されているのでしょうか。
鈴木委員 (5 番)	耕作されておられません。
議長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号12について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号12につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号13については、小高委員が現地調査を担当しましたので報告をお願いします。
小高委員 (7 番)	番号13、番号14も関連しているので同時に説明させていただきます。 5月29日13時30分から代理人、推進委員と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 番号14の申請地は草刈りがされており保全管理されております。申請者は、申請地の隣に位置している宅地及び住宅及び倉庫を

<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>購入するそうです。 申請地には、ジャガイモ、なす、豆類、みかん、ブルーベリー、キウイフルーツを栽培する予定だそうです。 申請地は、菜園を作るには湿気があるように思えますが、何らかの工夫をすれば栽培は可能だと思います。 申請者は自営業で農業の経験はないが、実家は農業をやっていたので、菜園に興味を持ったようです。 菜園は利益目的ではなく、家庭菜園を楽しむそうです。 日本国籍を持たない永住権を持っている方が農地を取得することは問題ないと確認しております。 番号13の申請地は番号14の隣地です。 譲受人は、親類の方だそうです。 柿、栗、オリーブを栽培するそうです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>井口委員 (7番)</p>	<p>番号14は始末書付きですがどうのことですか。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>農地の一部に農業用倉庫を作ってしまったので、始末書を提出させ、29条の1の届出も提出されています。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号13について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号13につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号14について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号14につきましては許可することで決定いたします。</p>

<p>事務局 (寺井)</p>	<p>続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>なお、本案件は〇〇委員の同居の親族が関係しているため、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは退室をお願いします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>2頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和5年6月7日 <p>番号5-13は更新の案件です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。番号5-13についてご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺委員)</p>	<p>ご質問がないようですので、番号5-13については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (委員)</p>	<p>異議なしと認め、番号5-13について原案どおり決定することとします。</p> <p>〇〇委員には退室をお願いします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>番号5-14は新規の案件です。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (委員)</p>	<p>番号5-14についてご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>

議 場	———— 「なし」の声あり ————
議 長 (委 員)	ご質問がないようですので、番号5-14については原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (委 員)	異議なしと認め、番号5-14について原案どおり決定することとします。 ○○委員は入室をお願いします。
	続きます。議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。 本件は、貸出人が私であるため、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当するのではないかと、事務局に法的根拠の説明を求めます。
事 務 局 (寺 井)	議長については、議決権を持たないため議事に差支えがないため問題ないと解釈しております。
議 長 (委 員)	事務局の判断のため、承認をお願いしたいと思います。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	3頁をご覧ください。 議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」下記のとおり作成するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。 番号5-1。所在：大戸地先10筆。地目：田等。地積：6,924㎡。 渡人：町内の方。受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。権利内容：使用貸借権。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡 辺 会 長)	事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小 高 委 員 (7 番)	議案第2号と議案第3号で議案第2号は両者が合意すれば大丈夫だが、議案第3号は公告した時に第3者が耕作したいといった場合、園芸協会は問題を作っているのだと思うのですが、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

事務局 (鈴木)	議案第2号についても、町で公告をしております。 議案第3号については、県が公告するので、処理期間の違いはありますが、公告することについて違いはありません。
小高委員 (7番)	議案第3号は、園芸協会が入って調整し、議案第2号は農業委員会が園芸協会の業務をしているということですか。
事務局 (鈴木)	基盤強化法の事務は農業委員会と同担当が行っておりますが、計画を作るのは町で、農業委員会に意見を求めています。 機構法でも、同様の事務となっております。
小高委員 (7番)	基盤強化法の計画は無くなって、機構法に移っていくということですか。
事務局 (鈴木)	現在、暫定期間中のため次年度までは、基盤強化法の計画でも問題はないですが、再来年からは機構法のみとなります。ただし、地域計画を策定した地域は機構法のみとなります。
議長 (渡辺委員)	他に質問はありますか。
議場	————— 「なし」の声あり —————
議長 (渡辺委員)	ご質問がないようですので、番号5-1については原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議場	————— 「異議なし」の声あり —————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号5-1について原案どおり決定することとします。 議案第3号については以上です。 議件は以上でございます。
事務局 (寺井)	4項をご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」
	下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出

があったので報告する。

番号 5-14 所在・下大多喜地先 8 筆。地目：田、畑 7,250 m²。
権利：相続 届出人：いすみ市の方他 1 名
報告第 1 号は以上です

報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号 5。所在：石神地先。地目：田。地積：94 m²。変更登記地目：雑種地。登記原因・日付：地目変更/昭和 54 年月日不詳。照会地の現況は、土地の約半分が防火水槽となっており、残地は隣接している宅地と地続きの通路として使用されているようであったため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者：埼玉県の方。

報告第 2 号は以上です

報告第 3 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出について」下記のとおり、届出があったので報告する。

番号 4。所在：田丁地先。地目：田。地積：1,960 m²の内 67 m²。転用の目的に係る施設、建築面積及び数量：農業用倉庫 1 棟 67 m²。届出者：千葉市と東京都の方。

番号 5。所在：笛倉地先。地目：田、畑 2 筆。地積：2,145 m²の内 20 m²。転用の目的に係る施設、建築面積及び数量：巣箱 10 群 20 m²。届出者：町内の方。転用期間：令和 5 年 5 月 31 日から令和 8 年 5 月 30 日まで 3 年間の一時転用。

報告第 3 号は以上です。

報告第 4 号「基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（利用権終了）について」本日、継続する意向の連絡がありましたので、利用権の終了はありません。

報告第 4 号は以上です

報告事項は以上となります。

議長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。
事務局何かございますか

事務局 (鈴木)	目標設定の時に小高委員から話のあった、新規就農者の相談会ですが、11月23日に千葉県農業会議主催でオンライン開催する予定とのことです。昨年度の実績は14団体が参加し8名の方から相談があったそうです。参加について検討をお願いします。
小高委員 (7番)	私は予定がないと思うので参加したいと思います。参加すれば実績にはなるのですよね。
議長 (渡辺会長)	時間内はいなければいけないのですかね。
事務局 (鈴木)	半日でも問題はないようです。
議長 (渡辺会長)	半日程度で参加するというところで、どうでしょうか。
小高委員 (7番)	私は1日でもいいですよ
鈴木委員 (5番)	よろしくをお願いします。
小高委員 (7番)	関連した内容で、農業再生委員会という組織を立ち上げているのですか。
事務局長 (秋山課長)	農業活性化プロジェクトという会議は行っております。遊休農地等で栽培できる農作物等の検討をしております。 有効な作物があり、大規模に農地を使うことがあれば、農業委員会に協力してもらおうことになると思います。
小高委員 (7番)	情報が何もないので、情報を提供してもらいたいのですが。
渡邊委員 (3番)	広報に載っていたような気がします。
議長 (渡辺会長)	農業委員会に提供できる情報があれば提供をお願いします。 新規就農者相談会は、半日程度で予定してもらい、小高委員に参加してもらおうことをお願いします。

<p>事務局長 (秋山課長)</p>	<p>他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p> <p>閉 会 (午後 3 時 3 6 分)</p>
------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月5日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____